

大玉村職員の給与、定員管理及び人事行政の運営状況等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	8,579	3,430,179	99,508	879,897	25.7	25.2

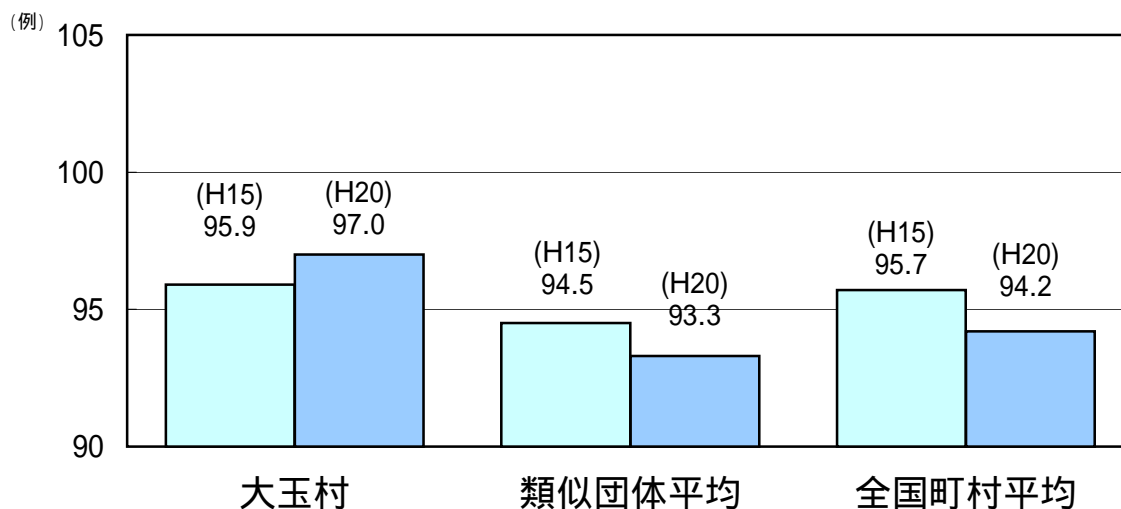
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体一人 当たり給与費	都道府県一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	98	357,356	66,646	151,855	575,857	5,876	5,804	7,563

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大玉村	43.7 歳	342,400 円	390,053 円
類似団体	43.2 歳	322,958 円	360,793 円
福島県	43.4 歳	346,200 円	417,421 円
国	41.1 歳	325,113 円	387,506 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大玉村	48.8 歳	308,688 円	353,008 円
類似団体	49.1 歳	278,439 円	293,566 円
福島県	50.3 歳	361,800 円	409,143 円
国	48.9 歳	284,679 円	320,623 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

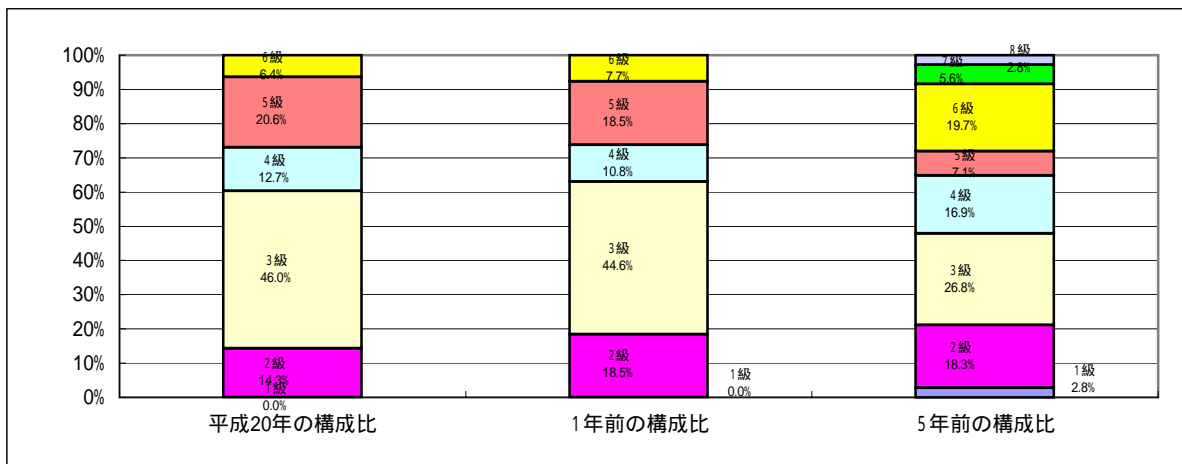
区 分		大玉村	福島県
一般行政職	大学卒	174,300 円	181,000 円
	高校卒	141,900 円	146,300 円
技能労務職	高校卒	152,600 円	154,550 円
	中学卒	129,200 円	139,250 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事の職務	0 人	0.00 %
2 級	主任主事の職務	9 人	14.29 %
3 級	係長の職務	29 人	46.03 %
4 級	課長補佐の職務	8 人	12.70 %
5 級	課長の職務	13 人	20.63 %
6 級	特に困難な業務を処理する課長の職務	4 人	6.35 %

- (注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
19年度	職 員 数	人 0
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 0
	比 率	% 0.0
B / A		
20年度	職 員 数	人 0
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 0
	比 率	% 0.0
B / A		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大玉村		福島県	
1人当たり平均支給額(19年度)		1人当たり平均支給額(19年度)	
1,550 千円		1,828 千円	
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.95 月分	1.50 月分	2.95 月分	1.50 月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

大 玉 村			福 島 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,426 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	120 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	10,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	1.0 %		
手当の種類(手当数)	種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
アットホームおおたま職員手当	アットホームに勤務する職員	アットホーム勤務	月額10,000円~5,000円
防疫作業職員手当	支給対象業務を行った職員	感染症予防作業	1回550円
行路死亡人取扱職員手当	支給対象業務を行った職員	行路死亡人、変死体処理	1体3,600円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	23,806 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	243 千円
支給実績 (18年度決算)	20,099 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	201 千円

(5) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円 その他5,000円	同じ		14,099 千円	213,621 円
住居手当	借家12,000円～27,000円 自宅2,500円又は3,500円	異なる	単価	4,265 千円	77,545 円
通勤手当	2km以上・2,200円～	異なる	区分	4,038 千円	57,686 円
管理職手当	課長10%、所長等8% 課長補佐6%	異なる	率	10,523 千円	362,862 円

5 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	719,150 円 (757,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 787,000 円 / 379,000 円	
	副 村 長	606,000 円 (円)	640,000 円 / 410,400 円	
報酬	議 長	287,850 円 (303,000 円)	355,000 円 / 198,000 円	
	副 議 長	215,650 円 (227,000 円)	316,000 円 / 154,500 円	
	議 員	194,750 円 (205,000 円)	301,000 円 / 131,000 円	
期末手当	市区町村長 助 役 収 入 役	(18年度支給割合)	3.3 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合)	3.3 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助 役	給料月額×在職月数×48/100	15,697,152	退職時
	収 入 役	給料月額×在職月数×29/100	8,435,520	退職時
	備 考	給料月額×在職月数×26/100	7,076,160	退職時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

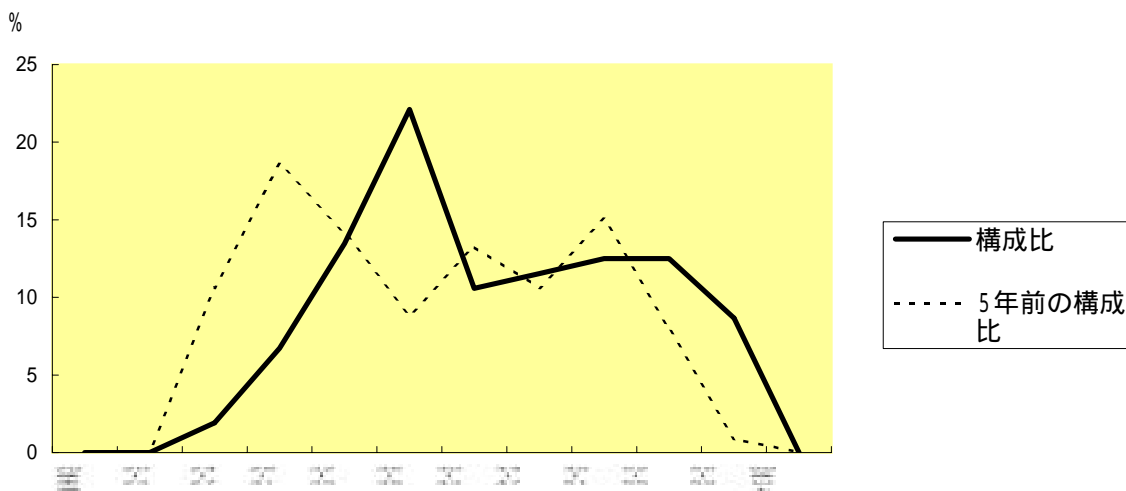
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	一般行政部門	25	25		
	総務	23	23		
	福祉	28	27	-1	
	計	76	75	-1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.8 人
	教育部門	23	22	-1	
	消防部門				
	小 計	99	97	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.3 人
公営企業計等部門	水道	3	3	0	
	下水道	1	1		
	その他	3	3		
	小 計	7	7	0	
合 計		106	104	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.2 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	7人	14人	23人	11人	12人	13人	13人	9人	0人	104人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成30年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成30年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 110	人 88	人 -22	% -20

(参考) 行財政改革推進計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成30年3月31日	88

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成18年1月1日～12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
2,383	697.0	62	11.2	29.0

(3) 休暇制度の概要(平成19年度)

休暇の種類	内容	備考	
年次有給休暇	1暦年毎に20日とし、20日を越えない範囲内の残日数を繰り越すことができる		
病気休暇	負傷又は疾病のための休暇 90日以内の期間		
特別休暇 (主なもの)	産前・産後休暇	出産予定日前8週間以内、及び出産後8週間以内の期間	
	妻の出産休暇	2日以内	
	子の看護休暇	1年に5日以内 小学校就学前の子に限る	
	忌引休暇	続柄、生計関係により7日以内	
	夏季休暇	7～9月に3日以内	
	ボランティア休暇	1年に5日以内	
	結婚休暇	連続する7日以内	
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある親族を介護する休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給	

8 職員の分限及び懲戒処分(平成19年度)

処分内容		処分者数	処分理由	内容
分限処分	免職	0人		分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、勤務成績が良くない場合、心身の故障によるものや職に必要な適確性を欠く場合があります。
	降任	0人		
	休職	0人		
	降給	0人		
	失職	0人		
懲戒処分	免職	0人		懲戒処分とは、制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合があります。
	停職	0人		
	減給	0人		
	戒告	0人		

9 職員の含むの状況

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされ、このサービスの根本基準を実行するため、次のような義務や制限が課されています。

内容・区分	違反者
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	0人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	0人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	0人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	0人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	0人
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	0人
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	0人

10 職員の研修及び勤務成績評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(平成19年度)

研修名	人数	研修先
管理者研修	1人	ふくしま自治研修センター
吏員研修	8人	
専門研修	6人	
中堅職員研修	1人	東北自治研修所
福島県実務研修	1人	福島県市町村領域

(2) 勤務成績の評定 未実施

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施(平成18年度)

対象者	集団検診受診者	人間ドック受診者
109人	29人	61人

(2) 公務災害等の発生状況(平成19年度)

区	分	災害件数

公務災害	職務遂行中の負傷	2人
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0人
	出張中の負傷	0人
	レクリエーション参加中の負傷	0人
	その他の行為中の負傷	0人
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		0人

12 公平委員会の業務の状況(平成19年度)

地方公務員法第7条第3項の規定により、村は公平委員会を置くこととされ、本村では、同法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を福島県人事委員会に委託しています。また、毎年7月末までに福島県人事委員会から前年度の業務の状況の報告を受けることとしています。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし
- (3) その他

職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名	自治労大玉村職員労働組合
イ 変更登録月日とその内容	該当なし
管理職員等の範囲の指定の状況	政策推進室長を削除